

臨時農業生産情報

(大雨に対する事後技術対策)

令和5年7月16日

青森県「攻めの農林水産業」推進西北地方本部

西北地域では、15日から16日にかけての大雨により、一部のほ場で浸水等が見られていますので、今後の気象情報に十分注意し、次の点に留意して、被害の拡大防止に努めてください。

なお、ほ場の見回り等については、危険な場所には近づかず、安全を十分確保して慎重に行ってください。

1 共通の対策

- (1) 地盤が緩み崩壊の恐れがある農地・林地及び農道・林道並びに増水中の河川などには、絶対に近寄らないようにし、異常を発見した場合は、速やかに市町村等へ連絡する。
- (2) 浸水や冠水したほ場・園地では、明きょやポンプにより速やかに排水する。

2 水稲

- (1) 土砂が流入した場合は、速やかに取り除く。
- (2) 畦畔や用排水路が破損した場合は、速やかに補修する。

3 野菜・花き・畑作

- (1) ながいも等のほ場で、「穴落ち」した場合は、速やかに修復する。
- (2) 果菜類で冠水した場合には、動力噴霧器で散水した後、マルチを除去して、株元を乾かし、根の回復を図るとともに、冠水した果実は早急に取り除く。
また、浸水した場合は、草勢の低下を防ぐため、摘果や早採りで着果負担を軽減する。
- (3) 露地で種子が流出したほ場は、再度は種を行う。
- (4) 浸水・冠水などにより損傷を受けた場合は、病気が発生しやすくなるので、蔓延しないよう、薬剤散布する。
- (5) 倒伏や穂発芽した小麦は、仕分け刈りを行い、未熟粒や被害粒が混入しないようにする。

4 農地・農林業用施設

- (1) 農地・林地・農林業用施設が被災した場合は、速やかに被災状況を市町へ報告する。
- (2) 被災した農地・林地及び農林業用施設は、身の安全を確保した上で、シートで被災箇所を覆うなど、被害が拡大しないよう努める。

【農業共済、収入保険、経営所得安定対策等】

農業共済や収入保険、経営所得安定対策等に加入している交付対象作物等に自然災害による被害が発生した場合、証拠写真や書類の整備などが必要となりますので、農業共済組合や地域農業再生協議会、市町村等による被害状況の確認前に自己の判断ですき込みなどを行わないようにしてください。

報道機関用提供資料	
担当部署 担当者	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 農業普及振興室長 工藤 龍一
電話番号	(直通) 0 1 7 3 - 3 5 - 5 7 1 9
	(代表電話・内線) 0 1 7 3 - 3 4 - 2 1 1 1 (内線 2 4 0)
所属長	西北地域県民局地域農林水産部 部長 内山 真人